



## 清涼飲料水の規格基準の改正について

厚生労働省では、清涼飲料水の規格基準の改正について、2021年1月29日から2月27日までの間、パブリックコメントにより意見募集をしていました。この度、意見募集結果が取りまとめられ、2021年6月29日付けで規格基準が改正されました。

改正の概要としては、ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水）のうち、殺菌又は除菌を行うものを対象に、クロロ酢酸（0.02mg/l）、ジクロロ酢酸（0.03mg/l）、トリクロロ酢酸（0.03mg/l）及びフタル酸ジ（2-エチルヘキシル）（0.07mg/l）の成分規格が新項目として設定されます。

また、ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの及びミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うものを対象に六価クロムの成分規格（基準値強化）が改正されます（0.05 → 0.02mg/l）。

改正後の猶予としては、告示の日から起算して6ヶ月を経過する日以前に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り適用されるとしています。

当社では、清涼飲料水分析だけでなく、水道法第20条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関、水道GLP及びISO/IEC17025認定試験所として、長年の水質検査の実績があります。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 2021年6月29日付 官報

環境検査箇所 貝森繁基

## 夏季休業について（お知らせ）

誠に勝手ながら、当社では下記のとおり夏季休業させていただきます。何かとご迷惑をおかけすることとは存じますが、悪しからずご了承くださるようお願い申し上げます。

夏季休業日 8月13日（金）

## RoHS 指令の制限対象物質の見直し等に関する最終報告書を公表

応用生態学研究所は欧州委員会（EC）からの委託により、RoHS 指令（2011/65/EU）に関する制限対象物質に関するプロジェクト（パック 15）の最終報告書を公表しました。

タスク 1 として、「RoHS 指令第 6 条の制限対象物質を検討する際の基準」、「REACH 規則や廃棄物枠組み指令等の関連法規制との関わり」等が見直されると共に「方法論マニュアル」が公表されました。

タスク 2 として、この方法論に基づき、制限対象 7 物質群の詳細評価結果が発表され、テトラプロモビスフェノール A（TBBP-A）及び中鎖塩素化パラフィン類（MCCPs）についてのみ制限対象物質への追加を推奨することが示されました。

タスク 3 として、電気電子製品で使用されている 900 を超える物質について、REACH 規則や POPs 規則等による規制状況、有害性、使用量などの物質情報が示されました。

タスク 4 として、適用除外用途申請の評価手続きについては RoHS 指令第 5 条に基づき「方法論マニュアル」が公表されました。

タスク 5 として、適用除外用途申請が評価された物質はタスク 4 の方法論に基づき、RoHS 指令附属書 III に追加されることが示されました。

当社は、有害金属分析等において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 2021年3月31日付 「応用生態学研究所」

（Öko-Institut）ニューズリリース

分析技術箇所 竹下尚長

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. 水道法第 39 条第 1 項の規定に基づく立入検査（2020 年度）の結果について](#)
- [2. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)
- [3. 有機フッ素化合物全国存在状況把握調査（2020 年度）の結果について](#)
- [4. 2019 年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果について](#)
- [5. 水道における塩素酸への対応について](#)
- [6. 水道法水質目標管理設定項目の農薬類における目標値と分類の見直し](#)



## 消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。

中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、

6月～9月の間に実施する必要があります。詳しくは下記URLからもご覧いただけます。

特定建築物における水質検査：<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>

お問い合わせはこちら



お問い合わせはこちら

